

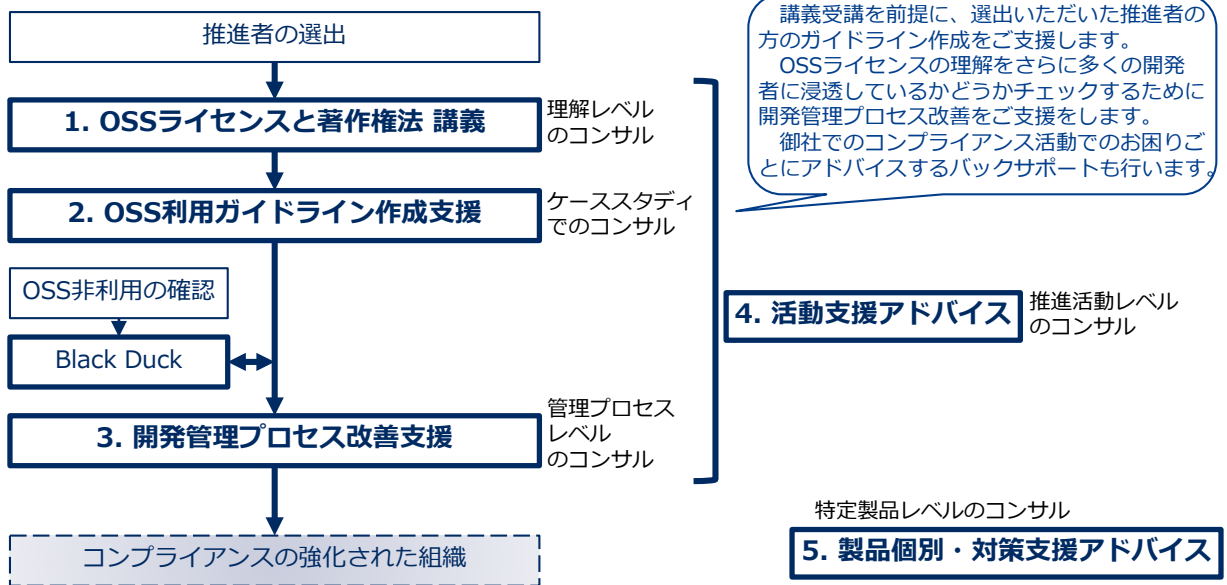
OSS License Checked!

# OSSライセンス コンサルティング

御社のOSSライセンスのコンプライアンスを強化に役立つ5つのコンサルティング・サービスをご用意しております。

**推進者様を中心に、一歩ずつ取り組み可能なサービスをご用意しております**

## ■お勧めするOSSライセンス・コンプライアンスの推進ステップ



**正しく理解する推進者を中心に立てて、一歩ずつ取り組まれることをお勧めします**

### 1. OSSライセンスと著作権法 講義

OSSライセンスの基となる著作権法から正しく理解することをご支援する講義となります。そのため、受講者様から「目から鱗でした」と好評です。

受講により、著作権法違反とならない製品の出荷、または、そのようなコンプライアンス体制作りのために必要なステップです。

- 第1章 OSSは一般に他人の著作物
- 第2章 OSSライセンス違反とは
- 第3章 著作権について
- 第4章 OSSライセンスの概略
- 第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について
- 第6章 基本的な対策例

100ページ超のテキストを使い、基本前半後半に分けて計5時間の講義をオンライン会議または御社の会議室にて実施いたします。一回あたり税別で

5名まで30万円、10名まで40万円、20名まで50万円  
※1~2名様には他社と同席になる公開講義もご用意。

### 2. OSS利用ガイドライン作成支援

開発現場が、製品出荷形態やOSSが変わっても、著作権侵害を犯さないように、以下のようなOSSライセンスの条件の確認の仕方、理解の仕方のガイドラインの作成をご支援します。

1. どのような出荷の仕方をする製品で
2. どのようなOSSを利用した場合
3. そのOSSの開発コミュニティが
4. OSSライセンスをどのように扱っており
5. 製品での利用の仕方がどの条件に該当し
6. 製品ではどのような対応をするのか

上記のような調査検討のために必要な製品情報・主な利用OSSの情報をご提供いただきますが、30数ページの雛形をご用意しておりますので、最小限の作業でガイドラインを作成し、理解を深めることが可能です。

一件につき、税別230万円

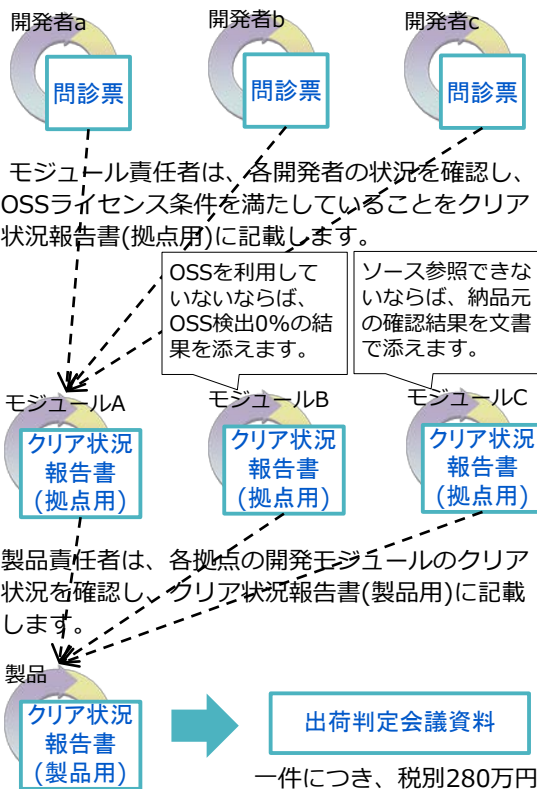


### 3. 開発管理プロセス改善支援

OSSライセンスの理解を現場で浸透させるために、ソフトウェアの開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、改善をされるお客様をご支援します。ソフトウェア品質管理標準の無いメーカー様には、必要事項をガイドラインに追記する形でご対応させていただきますことも可能です。

本サービスでご提供するOSSライセンスの問診票とクリア状況報告書の雛形を利用して、以下のようなプロセスを規定するご支援をいたします。

1. OSSライセンスと著作権法講義の内容理解が進んでいない開発者向けに問診票を使って、条件を満たしているか確認します。



### 4. 活動支援アドバイス

OSSライセンス・コンプライアンスの推進活動される方向けに、バックエンドサポートとして、アドバイスをご提供するサービスです。

税別150万円/年間5アドバイス

例えば、以下のようなバックエンドサポートをいたします。

- a. 製品で利用する際に「OSS利用申請書」の提出を義務付ける運用をする管理部門に対して、未知のOSSライセンスが出てきた場合の相談受付。
- b. 新規OSSに対する調査・分析結果のガイドラインへの追記内容雛形の作成。
- c. 幹部向け教育資料、一般開発者向け導入教育資料などの作成支援。

### 5. 製品個別・対策支援アドバイス

採用されたOEM製品や御社の開発済みの特定の製品に対して、出荷前に対応できるOSSライセンス条件の対策検討をアドバイスご支援するサービスです。

税別110万円×N/製品

(Nあたり最大OSS20個、ライセンス5種)

対策検討のためには、以下のような情報を整理していただく必要があります。

- 製品の頒布方法、使われ方などの明示
- OSSを含むプログラムまたは製品としてのソース開示可能か否かの基本的な方針の決定
- OSSを含むプログラムまたは製品でのOSSの使い方の図示とご説明
- OSSの一覧情報(1.OSS名、2.OSSバージョン、3.ライセンス名、4.ライセンスのバージョン、5.入手先(、6.ご認識された条件))

なお、作り直す以外に著作権侵害を回避する対策が無い場合もございます。本サービスでOSSライセンス違反が解消されることを保証するものではありません。

## GPLなどOSSライセンスは、著作権の行使に関するライセンス(許諾)です

- 権利者=プログラム開発者が契約として採用していないのに、契約として扱うと齟齬がでます。
    - ✓ 義務を兩々と履行するスタンスでは、著作権侵害を犯してしまいます。
  - 誤った理解により、ソース開示のEnforcement(強制執行)の根拠を求める人達があります。
    - ✓ 世界中で「GPLは契約」と解することができるという報告書が作成され、誤解が助長されています。
    - ✓ その根拠を元に裁判が引き起こされた結果、ユーザも開発者も離反する事態が発生しました。
    - ✓ その活動の矛先がLinuxに向けられたとき、Linus Torvalds氏は「弁護士は害毒」と発言しています。
- **本サービスでは、正しく著作権に基づく理解ができることを基本方針としております。**

NEC OSS推進センター 姉崎章博

〒211-8666 神奈川県中原区下沼部1753 NEC玉川事業場

URL: <http://jpn.nec.com/oss/oss/c/>

E-mail: [jp-consulting@osspf.jp.nec.com](mailto:jp-consulting@osspf.jp.nec.com)

まずは、お気軽に、オンラインまたは訪問での **無料セミナー** をご依頼ください。

